

平成29年度第2四半期決算における 税務上の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士 ひがしはら とおる 東原 透

1. はじめに

平成29年度税制改正では、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を実現すること、また日本全体の成長力を底上げをしていくための「働き方改革」と「イノベーション」を進めることを目的として研究開発税制や所得拡大促進税制の見直し、コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備が行われている。また、日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な租税回避に効果的に対応していくために国際課税関係について、外国子会社合算税制の総合的な見直しが行われている。

与党により平成28年12月8日に「平成29年度税制改正大綱」が公表され、同22日に閣議決定された。そして、この大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が平成29年2月3日に国会に提出された後、同法案が平成29年3月27日に成立し、同31日に公布されている。

本稿では、平成29年度税制改正のうち、法人の第2四半期決算に影響を与える主な事項として、国際課税以外の法人税を中心に、その留意事項を解説する。

2. 法人税

1. 研究開発税制の見直し

イノベーションを進めることを目的として、平成28年度税制改正に引き続き、研究開発税制の見直しが行われている。

総額型については、試験研究費の増減割合に応じメリハリを付けた税額控除率が設定されているほか、税額控除限度額についても試験研究を積極的に推進する法人について時限措置として上乘せが行われている。また、対象となる試験研究についても拡充が行われている。

総額型に加えて、増加型又は高水準型を選択できる制度については、増加型は廃止されるが、高水準型は適用期間が2年延長されている。

特別試験研究（オープンイノベーション型）についても、その重要性が増しているため、使い勝手を向上すべく、要件の緩和が図られている。

研究開発税制の見直しの概要は以下の通りである。

(1) 試験研究費控除額の改正の概要

研究開発費に関する各規定について、控除率及び控除上限額は以下の通りである（措法42の4①～⑦）。

	対象企業	控除額算定対象	控除率		控除上限	
			平成29年3月期	平成30年3月期以降	平成29年3月期	平成30年3月期以降
総額型	青色申告法人	試験研究費の総額	8～10%	6～14% (*1)	調整前法人税額×25% (A)	(A) + 上乘せ (*6)
	中小企業者等		12%	12～17 (*2)		(A) + 上乘せ (*7)
オープンイノベーション型	青色申告法人	特別試験研究費の額（総額型を適用するものは除く）	20%or30%		調整前法人税額×5%	
高水準型	青色申告法人	試験研究費の額－平均売上高×10%	超過税額控除割合 (*8)（試験研究費割合－10%）×0.2		調整前法人税額×10%	調整前法人税額×10%
増加型	青色申告法人	増加試験研究費の額	5～30%	廃止		廃止

(*1)、(*2) 試験研究費の増減割合に応じて算定

	増減割合	控除率 (*5)	上限・下限
(*1)	5%超	$9\% + (\text{増減割合} (*3) - 5\%) \times 0.3$	上限10% (時限措置として2年間14%)
	5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$	下限6%
(*2)	5%超 (2年間の時限措置)	$12\% + (\text{増減割合} * - 5\%) \times 0.3$ (囲みは2年間の時限措置)	上限17% (2年間の時限措置)
	5%以下	12%	—

(*3) 増減割合：(試験研究費－比較試験研究費 (*4)) ÷ 比較試験研究費

(*4) 比較試験研究費：直近過去3期の試験研究費の平均

(*5) 控除率：(*1)において、適用を受ける事業年度が設立事業年度であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、控除率は8.5%。

(*6)、(*7) 控除上限は試験研究費割合に応じて上乘せ

	要件	上乘せ額	備考
(*6)	試験研究費割合 (*8) > 10%	調整前法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上限10% ■ 2年間の時限措置 ■ 高水準型との選択適用
(*7)	① 試験研究費割合 > 10%		
	② 増減割合 (*3) > 5%	調整前法人税額 × 10%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2年間の時限措置 ■ 高水準型との選択適用 ■ ①、②は選択適用

(*8) 試験研究費割合：試験研究費 ÷ 平均売上金額 (*9)

(*9) 平均売上金額：当期を含む4期の平均売上金額

(2) 試験研究費の範囲の見直し

研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発を新たに追加している（措法42の4⑧一、措令27の4②③、措規20①）。

具体的には以下1)の試験研究に関する2)の費用が追加されている。

1) 対象となる試験研究の内容

対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として、以下①～④の全てを満たすサービス開発を新たに試験研究の範囲に追加している。

- ① 大量の情報をセンサー等により自動的な方法で収集又は当該情報の取得
- ② 一定の法則を発見するために行う情報解析専門家による①の情報の分析
- ③ ②で発見された法則を利用した役務の設計
- ④ ③の法則の予測と結果とが一致する蓋然性が高いものであること、その他妥当と認められるものとの確認

2) 対象となる費用

対象となる費用はその試験研究を行うために要する委託費を含む原材料費、人件費及び経費である。但し、当該費用のうち以下の2点について留意が必要となる。

- ① 人件費は情報解析専門家で、その専門知識を持って上記①の試験研究費の業務に専ら従事する者に限る
- ② 経費中の外注費のうち、外注先が再度外注する際の再外注費は含まれない

(3) オープンイノベーション型に関する手続き要件の緩和

大学等と共同で行う試験研究、大学等や中小企業者等へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる制度である。

当該制度につき以下の改正が行われている（措令27の4⑨、措規20⑱～⑳）。

- ① 費用の対象範囲が当該研究に必要な原材料、人件費、旅費、経費及び外注費に限定されていたものを間接経費を含むものと変更
- ② 契約変更があった場合、契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度にあれば対象
- ③ 相手方への特別試験研究費の該当性の確認方法として、従前費用の明細書と領収書等との突合が必要とされていたが不要に変更

2. 所得拡大促進税制の見直し

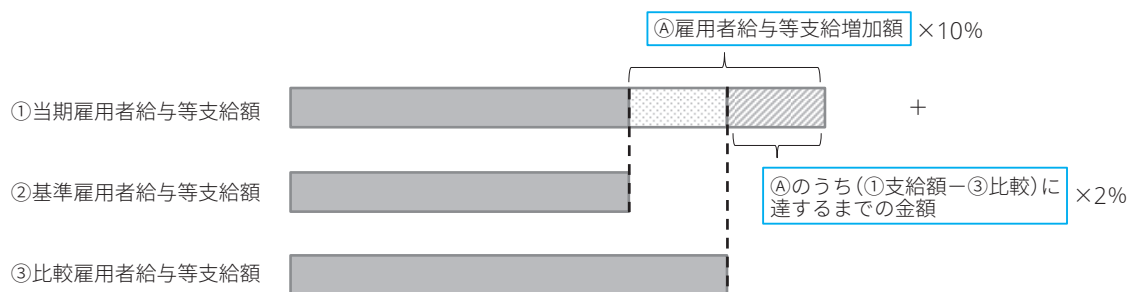
企業収益の拡大が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の好循環を強化する目的から、所得拡大促進税制について、高い賃上げを行う企業への支援を強化する改正が行われている。

(1) 中小企業者等以外の法人

中小企業者等以外の法人については、適用要件が見直されるとともに、税額控除限度額の拡大が行われている（措法42の12の5①）。

項目	平成29年3月期	平成30年3月期
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雇員給与等支給額が、基準雇員給与等支給額より一定割合以上増加 ■ 雇員給与等支給額 ≥ 比較雇員給与等支給額 ■ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 	(改正なし) (改正なし) <ul style="list-style-type: none"> ■ 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること
税額控除限度額	雇員給与等支給増加額の10%	雇員給与等支給増加額の10% + 雇員給与等支給増加額のうち雇員給与等支給額から比較雇員給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2% の合計額

改正案における税額控除限度額のイメージを図示すると次のとおりである。



(2) 中小企業者等

中小企業者等については、税額控除限度額の拡大が行われる（措法42の12の5①）。

項目	平成29年3月期	平成30年3月期以降
税額控除限度額	雇員給与等支給増加額の10%	平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合には、 雇員給与等支給増加額の10% + 雇員給与等支給増加額のうち雇員給与等支給額から比較雇員給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12% の合計額

3. 役員給与等

役員給与については、改正前までは以下に該当するものは不相当に高額な部分等を除き原則として損金算入されることとされていた。平成29年度税制改正においては、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、業績連動報酬等の柔軟な活用を可能とすべく、改正が行われている。

<改正法令上損金算入可能であった役員給与>

- 定期同額給与
- 事前確定届出給与

- 利益連動給与
- 退職給与
- 新株予約権による給与
- 使用人兼務役員に対する給与のうち使用人職務分

(1) 業績連動給与（改正前は利益連動給与）

利益連動給与については業績連動給与へと名称を変更すると共に、平成28年度税制改正に引き続き、柔軟な活用を可能とするよう改正が行われている（法34④三、法69、71の2）。

改正の概要は次のとおりである。

項目	改正前	改正後
対象法人の追加 (法34④三、 法69⑥)	同族会社に該当しない内国法人。	同族会社のうち 非同族法人との間に完全支配関係がある法人 の支給する給与が対象に追加される。 (注) 手続に関する要件として、算定方法についてその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続を経てその法人の株主総会又は取締役会において決議し、その非同族法人の有価証券報告書等で開示されていることとされる。
算定指標の追加 (法34④三イ、 法69⑩⑪⑫⑬二)	支給額の算定方法が、当該事業年度の利益を示す指標（利益の額、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他利益に関する指標で、有価証券報告書に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なものであること。	算定指標の範囲に以下が追加される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 株式の市場価格の状況を示す指標として政令で定めるもの ■ 売上高の状況を示す指標（政令で定めるもののうち、利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る） ■ 職務執行期間開始日以後に終了する事業年度（現行：当該事業年度）の指標 (注) これに伴い、損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す応報により経理している場合にも損金算入が出来ることとされた。
対象給与の追加 (法34④三イ ⑤)	退職給与、非適格ストックオプション、使用人兼務役員の使用人としての給与を除く役員に対して支給する給与であり、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。	以下が対象に追加される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 業績連動指標を基礎として算定される数の適格株式（*1）を交付する給与で確定した数を限度とするもの ■ 業績連動指標を基礎として算定される数の適格新株予約権（*2）を交付する給与で確定した数を限度とするもの ■ 業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権（*2）による給与 (※1) 市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式で、役務の提供を受ける内国法人又は関係法人が発行したものに限る。 (※2) その行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権で、役務の提供を受ける内国法人又は関係法人が発行したものに限る。

(2) 退職給与

退職給与については利益等の指標を基礎として算定さ

れるもののうち業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入とされた（法34④）。

項目	改正前	改正後
損金算入の可否	不相当に高額な部分等（従事期間、退職の事情、類似規模法人の支給状況等に照らし、相当であると認められる金額を超える金額）を除き損金算入。	退職給与で利益その他の指標（勤務期間及び既に支給した給与を除く。）を基礎として算定されるもののうち 業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入 とされた。

(3) 新株予約権による給与

新株予約権による給与については、事前確定届出給与

又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入とされた（法法34①）。

項目	改正前	改正後
損金算入の可否	不相当に高額な部分等を除き損金算入。 損金算入時期については別途規定有り。	新株予約権による給与で 事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入 とされる。

(4) 事前確定届出給与

事前確定届出給与については、対象の追加と除外が行われている（法法34①二）。従来は認められなかった確

定した数の株式又は新株予約権の交付が認められるとともに業績連動給与との整合性が図られている。

項目	改正前	改正後
対象の追加	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与 (同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与と特定譲渡制限付株式給与については届出は不要)	所定の時期に確定した数の適格株式又は適格株新株予約権を交付する給与が追加され、対象となる給与は以下の3類型とされた。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 確定した額の金銭 ■ 確定した数の株式又は新株予約権 ■ 確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付き株式又は特定新株予約権
対象の除外		以下が対象から除外される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与

(5) 定期同額給与

定期同額給与については、対象の追加が行われている（法令69②）。

項目	改正前	改正後
対象の追加	その支給時期が一月以下の一定期間ごとである給与で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるもの	以下が対象に追加された。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与

(6) 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、対象の追加及び措置の見直し

譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰

属事業年度の特例については、次の見直しが行われる（法法54、54の2、法令111の2、111の3）。

項目	改正前	改正後
付与対象の追加 (法54①、54の2①)	個人から役務の提供を受ける内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式等の全部（自己株式を除く。）を保有する一定の関係がある法人の譲渡制限付株式に限る。	役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものが追加される。
譲渡制限付株式を対価とする費用の損金算入時期（法54①、法111の2③）	個人の「給与等課税事由が生じた日」に役務提供を受けたものとして取り扱われるため、「給与等課税事由が生じた日（譲渡制限が解除された日）」の属する事業年度に損金算入される。	個人の「給与等課税額が生ずることが確定した日」に役務提供を受けたものとして取り扱われるため、「給与等課税額が生ずることが確定した日（原則として、譲渡制限が解除されていなくても、無償で取得される可能性がなくなった日において、役務提供を受けたものとする）」の属する事業年度に損金算入される。
非居住者に対して交付された場合（法111の2③、111の3②）	交付対象者の非居住者期間に譲渡制限が解除された場合には、非居住者が課税される所得は一般的には給与所得等ではないと解されるため、給与等課税事由は生じないことから、損金不算入とされる。	その者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととされ、損金算入される。

(7) 適用時期

上記の改正の適用時期は次の通りである。

改正箇所	適用時期
退職給与に係る部分 適格新株予約権に係る部分	平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用する（平成29年改正法附則14②③、法令附則9②③）。
事前確定届出給与から「利益その他の指標」を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式報酬を除外する	
その他の各給与の見直し	平成29年4月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用する（平成29年改正法附則14①③、法令附則9①③）。
譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例	平成29年10月1日以後に交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権について適用する（平成29年改正法附則15、法令附則10）。

4. 中堅・中小事業者関係

(1) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成

及び活性化に関する法律の改正を前提に、地域中核企業向けの設備投資促進税制が創設される（措法42の11の2）。

その概要は次のとおりである。

対象法人	青色申告書を提出する法人
適用期間	同法の改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ その法人の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内において、特定地域経済牽引事業施設等を新設し、又は増設した場合において、 ■ その特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、 ■ その地域経済牽引事業の用に供したとき
措置内容	<p>以下の選択適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その取得価額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）の特別償却 ■ その取得価額の4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）の税額控除（税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限）

(2) 中小企業向け設備投資促進税制等の拡充

中小企業向けの特別償却又は税額控除が認められる税制の拡充が行われている。但し下記1)～3)の税額控除合計額は、法人税額の20%が上限となっている（措法42の6③42の12の3②③、42の12の4②～④）。

1) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の創設

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、当該税制に改組されている。機械装置、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアのうち、一定の規模のものを対象としている（措法42の12の4）。

2) 中小企業投資促進税制の対象資産の範囲の変更及び延長

改正前の対象資産から1)が除かれるほか、器具備品も除外した上（旧措法42の6①―②④、旧措令27の6⑦⑧、旧措規20の3①二～四）、その適用期限が2年延長されている（措法42の6①）。

3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長

特定中小企業者等の経営改善設備の特別償却・税額控除については、制度の適用期限が2年延長されている（42の12の3①）。

(3) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限の2年延長

中小企業者等の法人税の軽減税率として、所得年800

万円以下の部分について19%とされているのが、租税特別措置法により時限的にさらに15%に引き下げられているが、この適用期限が2年延長される（措法42の3の2）。

3. 組織再編税制・連結納税等

組織再編税制・連結納税等について平成29年度改正ではスピノフ税制やスキーズアウトの税制など大幅な改正が行われている。

今回は平成29年度第2四半期に影響がある、平成29年4月1日以後発生分に適用される改正項目に限定し解説を行う。

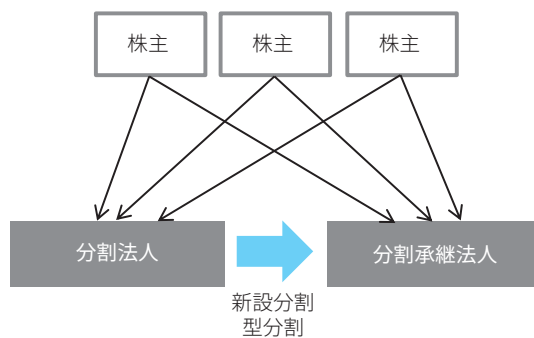
1. スピノフ税制

経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフ等の円滑な実施を可能とする税制の整備が行われた。

(1) 適格分割型分割の範囲の追加

適格分割の範囲に、一の分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として次の要件に該当するものが追加される（法法二十二の十一二）。

新しく追加される適格分割のイメージは次の図のとおりである。



適格組織再編成とされるものの要件は次のとおりである（法令4の3⑨）。

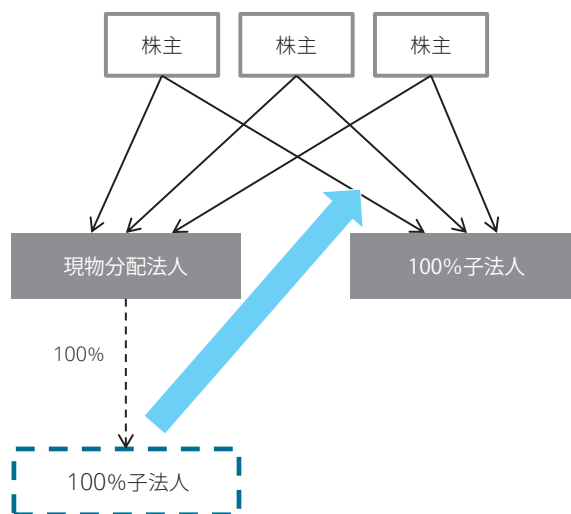
対価要件	分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る
他の者による支配関係がないこと	分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係がないことが見込まれていること
主要な資産負債移転要件	分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
従業者継続要件	分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること
事業継続要件	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること
役員等引継ぎ要件	分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること

(2) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配（株式分配）

100%子法人株式の全部を分配する現物分配は、100%グループを一体として捉えれば(1)の新設分割型分割と似た経済効果があるため、税務上も同様に扱うこ

ととされ、新たに株式分配として定義された（法法二十二の十五の二）。

新しく追加される株式分配のイメージは次の図のとおりである。



1) 適格とされる100%子法人株式の現物分配

100%子法人株式の全部の株式分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。また、発行済株式等の移転を受ける者が、現物分配法人との間に完全支配関係がある者の

みである現物分配を除く）のうち、適格組織再編成とされるものの要件は次のとおりである（法法22の十五の三、法令4の3⑩）。

対価要件	株式分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人株式のみが交付されるものに限る
他の者による支配関係がないこと	現物分配法人が株式分配前に他の者による支配関係がないものであり、完全子法人が株式分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること
従業者継続要件	完全子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること
特定役員維持要件	完全子法人の特定役員のすべてがその株式分配に伴って退任をするものでないこと

これらの適格要件を満たす場合、現物分配法人における譲渡損益を計上しないこととされ、源泉徴収等を行わないこととされる（法法62の5③他）。

2) 株式分配における法人株主の取り扱い

平成29年4月1日以後に所有株式を発行した法人の行った株式分配により、完全子法人株式その他の資産の交付を受けた場合には、その所有株式のうちその完全子法人の株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなすこととされる（法法61の2⑧）。そのため、株式分配は受取配当等の益金不算入制度における剰余金等から除外されている（法法23①一）。また、金銭等不交付株式分配については、譲渡対価の額と譲渡原価の額とは同額とされるため、部分譲渡による譲渡損益は生じない（法法61の2⑧）。

現物分配法人の株主等である法人が、非適格株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、一定の計算の下でみなし配当が発生する（法法24①三）。適格株式分配の場合には、みなし配当は発生しない。

2. 営業権の償却方法

営業権については、従来事業年度の中途において取得したとしても月割計算を行わないこととされていたが、

これについて改正を行い、平成29年4月1日以後に取得をする際には償却限度額の計算上、月割計算を行うこととされた（法令59①一、平成29年改正法令附則8）。

非適格組織再編や事業譲渡において認識される、又は適格合併において引き継がれる資産調整勘定及び負債調整勘定についても同様とされる（法法62の8④⑦、法令123の10⑭、平成29年改正法附則19、法令附則17）。

3. 合併等における欠損金の制限等、欠損等法人

(1) みなし共同事業要件を満たさない適格合併等における欠損金の制限

青色欠損金の繰越控除制度のうち支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失相当額が制限の対象に追加される（法法57③二、④二、法令112⑤一、⑩）。

次の図のように当該期間に譲渡等した特定資産については、改正前には支配関係発生日において保有している資産に該当せず、その譲渡等損失からなる青色欠損金については制限の対象外になっているため、これを制限の対象に追加するものである。



(2) 欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度

特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその

事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額が損金不算入の対象に追加される（法57の2①、60の3①）。

以上

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内（無料）

www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関する内容と、コンシューマービジネス、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購入ください。

■総合メールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- ストラテジー ニュース
- ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

- コンシューマービジネス メールマガジン
- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケア メールマガジン
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン
- Discover -

お申し込みはこちらから



www.deloitte.com/jp/mm

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 info_mailmagazine_jp@tohmatu.co.jp